

グループホーム 利用契約書

施設サービス利用者 (以下「利用者」という)と株式会社シルバーアシストのぼの (以下「事業者」という) は、利用者が、グループホーム白鳥 (以下「事業所」という) において、事業者から提供される指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」) を締結します。

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の定めるところにより、利用者に対し、この契約に定めるところに従って、指定を受けた事業所において利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来る様に支援することを目的として、利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話等を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して提供する介護サービスの内容は「介護サービス計画書」に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

この契約の有効期間は、契約締結日より第20条から第22条によるこの契約の解除及び終了までの期間とします。

第3条 (介護サービス計画の作成、変更)

- 1 事業者は、第1条の「契約の目的」を果たすために、利用者の介護サービス計画の作成を計画作成者に担当させます。
- 2 介護サービス計画については、利用者及び身元引受人の同意を得て作成します。
- 3 事業者は、サービス計画が作成されるまでの間、利用者に適切なサービスを提供します。

第4条 (介護保険給付対象サービスの利用料金)

利用者は、第1条の介護サービスを受けたことについて、要介護度に応じて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分 (自己負担分) を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料を一旦全額支払うものとします。(要介護認定後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。「償還払い」)

第5条 (介護保険給付対象外のサービスと利用料金)

- 1 利用者は重要事項説明書に定める所定の料金に基づいて、食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 2 前項の他、事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 利用者が選定する特別な食事の提供
- 二 利用者に対する理・美容サービス
- 三 利用者の医療機関への受診
- 四 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 五 その他、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金に基づいてサービス利用料を支払うものとします

第6条 （サービス料金の支払い）

- 1 第4条・第5条に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、利用者は、これを事業者重要事項説明書に定める方法で支払うものとします。
- 2 1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した料金とします。

第7条 （サービス利用料金の変更）

- 1 第4条に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス料金を変更することが出来るものとします。
- 2 第5条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス料金を相当な額にすることができます。

第8条 （運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、この契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。この契約における運営規程については、事業者、利用者とも遵守するものとします。

第9条 （身体拘束・抑制の禁止）

事業者及びサービス従事者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

第10条 （サービスの実施について）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財物の安全、確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて医療処置が必要な場合には、利用者及び身元引受人等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 身元引受人は、サービス従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な処置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

第11条 （防災対策の実施）

事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、

利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

第12条 （要介護認定申請の援助）

事業者は、利用者が受けている要介護認定の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

第13条 （記録の作成・保管・閲覧）

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、これを5年間保管し、利用者もしくは身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第14条 （守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は身元引受人等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第15条 （利用者の事業所利用上の注意事項）

- 1 利用者は、居室及び共有施設、敷地を本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者が事業所の設備等について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

第16条 （利用者の禁止行為）

利用者は、ホーム内で次の各号に該当する行為はできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- 三 その他決められた以外の物の持ち込み。
(刃物・拳銃・タバコ・ライター・マッチ（火気）・ロープなど)

第17条 （損害賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者又は契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第18条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由のない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者又は身元引受人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生し

た場合。

- 二 利用者又は身元引受人が、利用者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第19条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、この契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施できなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条の第2項の規定を準用します。

第20条（利用者からの契約解約又は解除）

- 1 利用者は、文書により一ヶ月前までに通知することによってこの契約を解約することが出来ます。予告期間が満了した日に契約は解除されます。
- 2 第7条の料金の改定に同意できない場合、文書により即時に契約の解除ができます。
- 3 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なくこの契約に定める介護サービスを実施しない場合は、この契約の解除ができます。
- 4 事業者もしくはサービス従事者が第14条に定める守秘義務に違反した場合は、文書により即時に契約の解除ができます。
- 5 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合は、文書により即時にこの契約の解除ができます。
- 6 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合は、文書により契約の解除ができます。
- 7 身元引受人が第1項の通知を行わずに利用者を居室から退去させた場合には、事業者は契約の解除の意思を確認するものとします。
- 8 前項において、利用者又は身元引受人が解約の意思を表明した場合その意思を表した日をもって、この契約が解除されたものとします。

第21条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、以下の各号に該当する場合には、この契約を解除することができます。
 - 一 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
 - 二 ホームの滅失や重大な毀損により、サービスの実施が不可能になった場合。
 - 三 ホームが介護保険法の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。

2 事業者は利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- 一 利用者又は身元引受人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
- 二 利用者が、第4条・第5条に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内にこれが支払われない場合。
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物。信用等を傷つけ、又は利用者に著しい精神症状・行動異常があり共同生活が行えなくなった場合。
- 四 利用者の身体の状態が重度化し、常時医療管理を必要とし、グループホームにおける共同生活が行えなくなった場合。
- 五 利用者の状態が、主治医によって認知症でないと判断された場合。

第22条 (この契約の自動終了)

以下の各号に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 一 利用者が死亡した場合。
- 二 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合。
- 三 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

第23条 (契約の終了に伴う援助)

この契約が終了し利用者がホームを退所する場合には、身元引受人の希望により、事業者は利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所、又は他の介護保険施設等の紹介。
- 二 居宅介護支援事業者の紹介。
- 三 その他の保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第24条 (利用者の入院にかかわる取り扱い)

- 1 事業者は、利用者が病院又は診療所に入院した場合、入院後3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者及びその家族の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も円滑に再入居できるように努めます。
- 2 前項における入院期間中において、利用者は重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金を事業者に支払うものとします。

第25条 (居室の明け渡し～精算～)

- 1 第20条から22条によりこの契約が終了する場合において、利用者又は身元引受人は、利用者に対して実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第15条2項(原状回復義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものと

します。

- 2 利用者は、この契約が終了した日から7日以内に部屋を明け渡すものとします。
- 3 利用者は、契約終了日の翌日から現実に明け渡された日までの期間の利用料金(重要事項説明書に定める)を明け渡した日の翌月末日迄に事業者を支払うものとします。

第26条 (残留物の引き取り等)

- 1 事業者は、この契約が終了した後、利用者の残留物がある場合に、利用者または身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 2 利用者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後7日以内に残留物を引き取るものとします。ただし、特別な理由がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかにその旨を連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、身元引受人が7日を過ぎても残留物を引き取らない場合には、当該残留物を利用者又は身元引受人に引き渡すか、高価品を除き所有権を放棄したものとみなし、処分するものとします。但し、その引渡し又は処分にかかる費用は利用者又は身元引受人の負担とします。

第27条 (外出・外泊)

- 1 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、必ず行先と帰宅日時を3日前までに事業者へ届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

第28条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等の苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第29条 (身元引受人)

- 1 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 2 身元引受人は、前項のほか、次の各号の責任を負うものとします。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者への協力。
 - 二 契約の解除又は終了の場合、事業者と連携して利用者の状況に見合った適切な受け入れ先の確保。
 - 三 利用者が死亡した場合、遺体の引き取り及び遺留金品の受領その他の必要な処置。

第30条 (協議事項)

この契約に定められていない事項については、介護保険法令その他の諸法令を尊重し、利用者又は身元引受人と事業者とによって、誠意を持って協議するものとします。

上記契約を証するため、本契約書を2通作成し、契約者及び事業者は記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

利用者

住所

氏名

利用者代理人

身元引受人

住所

氏名

(利用者との関係

)

事業者

所在地

三重県亀山市能褒野町 87 番地 14

事業者名

株式会社シルバーアシストのぼの

代表者氏名

代表取締役 豆子 里美 ⑩

附則

令和7年10月7日より施行（改訂 03）

(改訂 02 平成 30 年 4 月 1 日より施行)

(初版 01 平成 23 年 1 月 11 日 施行)